

介護保険料について

Q 介護保険料が昨年より上がっているが、
どうのことでしょうか？

A 介護保険料は3年に一度策定する、高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づいて、定めています。過去の実績を分析し、今後3年間の認定者数の見通し、介護サービス利用者数の状況、町民の方が必要とする介護サービス量の確保を踏まえて集計します。介護サービスを必要としている方が増えて、今期計画（平成24年～平成26年）の保険料については、前期より上昇しております。核家族化や高齢者世帯が増えており、お年寄りだけで生活するのは必ず限界を迎えます。住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を続けるためには、介護サービスなどを上手に利用しながら生活することが大切です。介護や支援が必要な方が漏れることの無いような取り組みの中で保険料を定めますので、ご理解をお願いします。



Q 40歳になると介護保険料を支払うと聞いたが、
どのような納め方なのか？

A 40～64歳までの方は、加入している健康保険の保険料の中に介護保険料が含まれています。勤めている方では社会保険や共済組合など、それ以外の方は国民健康保険に加入していますので、間接的に介護保険料を納めていただいています。なお、保険料額は健康保険の種類によって計算方法が違いますので、詳しくは加入している健康保険の担当へ問い合わせください。



Q 65歳になり介護保険料の納付書が届いたが、生活が厳しく、支払えない。どうしたらよいか？

A 介護保険は「万が一介護状態になったときのための保険」です。しかし、普段の生活の中では光熱水費や、税金、食費など生活していく中で優先して支払いをしたいものもあると思います。介護保険料の支払いが難しい場合は、支払いできない状況を連絡いただき、納付方法や支払期間の猶予などのご相談をさせていただきます。

Q 介護保険料の年金天引きを止めてほしい。

A 介護保険料の納め方は介護保険法で決められており、年金天引き（特別徴収）の対象者として把握された方は、年金天引きで納めると規定されているため、止めることができません。介護保険は国が「強制保険（万が一の時に、この保険を利用しなければ莫大な個人費用負担が発生するため、法令で必ず加入させられる保険）」と定めているため、保険料の払い忘れによる保険不適用を防ぐため、このような方法が定められていますのでご理解をお願いします。



要介護認定

Q ④ 他^④の市町村へ転出予定であるが、標茶では要介護2と認定されている。
転出先の市町村では再度、要介護認定の申請が必要か？

A 要介護認定を受けている方が本町から転出される場合は、下記係で「介護保険受給資格証明書」を発行します。この証明書を転出先の介護保険担当係へ提出いただくと、要介護認定に係る介護度や認定期間を継続することができます。

Q ④ 入院中だが近々自宅へ帰る。自宅で介護サービスを利用したいがどうしたらよいか？

A 要介護認定を受けていない方は、先に病院で退院後に介護サービスを利用する必要があるかどうか相談してください。介護が必要である場合は、下記係か地域包括支援センター（☎485-1515）へ連絡し、介護認定の申請を行ってください。申請は入院中でも行うことができます。（結果が出るまで1カ月程度かかります。）介護認定されると担当となるケアマネージャーがサービス利用に向けて相談や調整を行います。



介護サービスの利用について

Q ④ グループホームに入りたいのですが、どうしたら良いですか？

A グループホームは、要介護認定を受けている認知症の高齢者が、住民票のある市町村内での利用が原則です。本町にはグループホームが2カ所あり、定員はそれぞれ9名です。入所を希望する場合は担当ケアマネージャーへ相談してください。満床の場合は空室が出るまでお待ちいただきます。ただし、他の市町村でなければならない事情や緊急性がある場合は、市町村間で協議を行い近隣市町村のグループホームを利用できる場合もあります。



Q ④ 介護保険で利用できる福祉用具のレンタルがあると聞いたが、どのようなものがあるのか？

A 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、工事を必要としない手すり、工事を必要としないスロープ、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト、自動排泄処理装置、認知症老人徘徊感知機器の13種類です。介護保険制度での福祉用具のレンタルは「福祉用具貸与事業所」が行っています。レンタルを希望する場合は、まずはケアマネージャーへ相談してください。

Q ④ 介護サービスは64歳以下でも利用できますか？

A 要介護認定を受けている方であれば利用可能です。40～64歳の方も要介護認定を申請することができますが、末期がんや関節リウマチ、脳血管疾患など介護保険法で指定された16種類の特定疾病に該当することが申請の条件となりますので、詳しくは下記係へ問い合わせください。

Q ④ 病院に入院中でも介護サービスを利用できますか？

A 医療保険が適用されている間は、介護保険の利用はできません。また、入院中に一時的に外泊で自宅に戻った場合でも、医療保険が適用されていますので、介護サービスを受けられません。

■問い合わせ／役場住民課介護保険係（1階④番窓口☎485-2111内線138）